

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日の
ときは、翌日
の翌日)

鳥取県告示第五百七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 謙 三

目次

- ◇ 告 示
- 青少年に有害な図書類の指定
- 保険医等の登録
- 土地改良区の役員の退任（二件）
- 土地改良区の役員の就退任（三件）
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定（五件）
- 基本測量の実施
- 開発行為に関する工事の完了（二件）
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等

告 示

指定 番号	種 別	題 名	書 号	発行 記号等	類 別 表示された発 行所名
537	雑誌その他 の刊行物	娯楽実話 告白人 禁断の恋愛 近親相姦	ZD-6	機上曜出版新社	
538	"	月刊コロクター シゴコロ4	CO-6	海鳴書房	
539	"	SM・女の生殖器解剖 ぞぞい	CD- A6	アリス出版	
540	"	ファンション・トルコ 春微笑	CD- A7	DO企画	
541	"	オナニー秘写 ひみつた香り	CE- A9	DO企画	
542	"	ギヤルレポーター 美少女のカーブメッセージ	GR- 6B	UNNY	
543	"	少女白書 初恋性器	SH-7	トライビジョン	
544	"	月刊 ガールハンター	GH-7	海鳴書房	
545	"	Alice SPECIAL	AS-6	機アリス出版	
546	"	親子が脱ぐ 男友達	CE- A8	機アリス出版	

547	"	ホットスベシナル	—	BUNNY・PRESS
548	"	櫻 撫 勢	CD— ユ5	DO企画
549	"	淫 花	IA—6	海鳴書房
550	"	塵いじり うずく少女	CD— ユ5	樹アリス出版
551	"	実話エロク 狂奴少女 第1巻第8号	EL—6	BUNNY
552	"	教本荒編調教師 おしいおはなし	CD— ミ5	アリア書房
553	"	女陰指いじり EROS UP Vol.7 第5巻第7号 通巻55号	—	アツブル社
554	"	SCREW 少女桃割れ性器 第6巻第6号	SK—6	トライビジョン
555	"	スケパンぬれた陰襲 Baby Face	CD— ユ4	アリア書房
556	"	裸の熱情 亜紀	—	樹木米舎
557	"	学生妻 江梨子	—	ロマンゾック社
558	"	女子高生 スケスケ	CD— ユ4	樹アリス出版
559	"	Boby SOCKS 女子高生自慰	BS—7	土曜出版新社
560	"	MY SISTERS Vol.1 妹の性器 乱・熟・女	CD— ユ2	樹アリス出版
561	"	看護婦趣味 まなざし	B1—U1	アランソングレ
562	"	少女姦通	—	大昭和出版販売
563	"	COMIN' UP	—	THE ASUKA CO.,LTD
564	"	魔 A DEVIL'S CLIMAX	—	THE ASUKA CO.,LTD
565	"	SCREW スクリュー 女学生相姦夢日記 第4巻第11号	SK—11	トライビジョン
565	"	密姦淫交 季節のない街	H1—G1	発行人 斉藤修 ART PRESS
567	"	被虐快感 椿 SEXは365日	CD— ミ8	アリス出版
568	"	赤い坂丘 Sexy Life Magazine 強烈グラフィック誌	—	樹ひかり書房
569	"	SNOB 5 第6巻第7号 少女の股間	SN—7	樹アリス出版
570	"	WITH YOU KIMIE WITH YOU	—	THE ASUKA CO.,LTD
571	"	童女白日夢	—	樹グラフィック赤坂
572	"	淫虐夢	MG—2	樹黒川書房
573	"	濡れた亀裂	—	大昭和出版販売
574	"	チャソンス GOLD 5月号 成熟 SEIZYUKU	—	樹チャソンスコミッ クス社
575	"	ガール & ガール 淫肉密写	G—7	樹アリス出版

鳥取県告示第五百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定ニ

に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大 城 等	鳥医第二、七五〇号	昭和五十七年四月十九日
田 中 英 子	鳥薬第四八二号	昭和五十七年四月二十六日

鳥取県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 赤木 齊 西伯郡淀江町大字平岡二八

昭和五十七年四月二十八日退任

鳥取県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり勝田川土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 中井 孝 東伯郡赤崎町大字竹内三六六

昭和五十七年四月三十日退任

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米金井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 木村 治 日野郡溝口町大滝二八六

権代 一夫 大倉一四九七
 清水 和親 江府町吉原九五二
 安田 一雄 大河原一四二六
 米田 忠明 溝口町富江六八九
 長谷川愛慶 六四
 田中 利之 大倉一〇〇〇
 中島 徹 枋原二九〇
 監事 清水 正人 江府町吉原九一六
 木村 和 溝口町大滝二〇〇
 西村 三義 富江七九

昭和五十七年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所
 理事 木村 治 日野郡溝口町大滝二八六
 権代 一夫 大倉一四九七
 清水 和親 江府町吉原九五二
 清水 昭二 大河原九六六
 西村 三義 溝口町富江七九
 長谷川和幸 二四〇
 田中 利之 大倉一〇〇〇
 中島 徹 枋原一二九〇
 西古 勝美 富江七一五
 木村 和 大滝二〇〇
 清水 正人 江府町吉原九一六

昭和五十七年四月二十日就任 任期二年

鳥取県告示第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 西谷 重幸 倉吉市古川沢一九三
 福田 勝頼 穴窪二五一
 木天 富治 下古川二二四
 徳田 義夫 井手畑八五
 船越 武男 小田一八七
 石村 大治 新田一〇三
 東 浩 中江一三六
 仲倉 進 大塚一六六
 岡本 儀蔵 東伯郡北条町国坂二二三
 監事 伊東 利春 倉吉市新田二六六
 西谷 勇雄 古川沢一八六
 昭和五十七年四月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 西谷 重幸 倉吉市古川沢一九三
 " 福田 勝頼 " 穴窪二五一
 " 徳田 義夫 " 井手畑八五
 " 木天 富治 " 下古川二二四
 " 船越 武男 " 小田一八七
 " 伊東 利春 " 新田二六六
 " 東 浩 " 中江一三六
 " 仲倉 進 " 大塚一六六
 " 岡本 儀蔵 東伯郡北条町国坂二二五
 監事 西谷 勇雄 倉吉市古川沢一八六
 " 伊東 忠明 " 新田八一
 昭和五十七年四月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第五百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 義弘 西伯郡大山町豊房二〇五一—八

昭和三十七年四月二十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

小村 義秋 一三七七
 小原 収 一六二一
 松尾 誠寿 三四九
 日口 明美 " 今在家四六一
 遠藤 昇 坊領四八七
 入江 正雄 長田三三〇
 奥田 一憲 二九七
 飯田 政好 三五三
 岡田 長市 野田六六
 清水 唯雄 赤松二四五九—六
 門脇 武夫 平木一一四
 宮永 穆 佐摩四九七
 西村 周治 赤松五七二—二六〇
 諸遊 登 稻光九

理事 吉田 堅一 西伯郡大山町豊房二〇五一—三九

小村 義秋 一三七七
 小原 収 一六二一
 松尾 誠寿 二一四九
 谷村 暉男 今在家四五九
 遠藤 昇 坊領四八七
 入江 正雄 長田三三〇

〃	奥田 一憲	〃	二九七
〃	飯田 政好	〃	三三三
〃	岡田 隆晴	〃	中高三五二
〃	清水 唯雄	〃	赤松二四五九一六
〃	瀬尾 守雄	〃	野田二八
監事	宮永 穆	〃	佐摩四九七
〃	西村 周治	〃	赤松五七二一二六〇
〃	諸遊 登	〃	稲光九

昭和五十七年四月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第五百十四号

昭和五十七年三月二十七日付けで西伯郡岸本町上細見六番地木戸口地区土地改良事業共同施行代表者安野敏巳から申請のあつた木戸口地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十五号

昭和五十七年二月十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（小鹿南地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年五月二十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十六号

昭和五十七年二月十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（小鹿南地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十七号

昭和五十七年四月七日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（由良東浜地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十八号

昭和五十七年四月七日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（栄南部地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十九号

昭和五十七年四月二十二日付けで福部村から申請のあつた土地改良（山湯山地区ため池改修）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量（二十万分の一地勢図要部修正調査）

二 作業期間 昭和五十七年五月二十四日から同年十二月二十八日まで

三 作業地域 倉吉市、米子市、境港市、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碓町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、日南町、日野町、江府町及び溝口町

鳥取県告示第五百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十六年八月十二日 鳥取県指令受都計第千四百三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市叶字下井原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎二二〇一一

山陰酸素工業株式会社

代表取締役社長 並河 純

鳥取県告示第五百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年三月二十四日 鳥取県指令受都計第四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字陣場本

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市佐斐神町一一

越野嘉久

鳥取県告示第五百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十七年五月二十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 米子市角盤町四丁目五一 丸栄産業 代表取締役 柏木友久	道路の位置の指定場所 米子市旗ヶ崎字四軒屋灘 一六四一二、一六四一五 及び一六四一三	道路の幅員及び延長 幅員 五・〇（九・〇）メートル 延長 二六・〇メートル
---	---	---

鳥取県告示第五百二十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十七年五月二十四日から施行する。

昭和五十七年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の鳥取信用金庫の項中

高草支店	鳥取市古海
------	-------

を

高草支店	鳥取市古海
吉成支店	鳥取市吉成

に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】